平成２２年（フ）第２０１号
金沢市上安原町115街区８―103、従前の住所石川県石川郡野々市町御経塚２丁目277
破産者　株式会社オプトパレス
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１５４号
長野市篠ノ井御幣川1157番地
破産者　有限会社小林重建設
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
静岡県富士市本市場244番地の５、前住所静岡県富士市本市場257番地の１
破産者　山本　　徹
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８４号
静岡県富士市厚原1942番地の４、前住所静岡県富士市天間1124番地の７
破産者　杉山　一幸
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８５号
静岡県富士市厚原1942番地の４
破産者　杉山はつ子
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２３８８号
名古屋市千種区高見１丁目８番14号　金龍ビル１Ｆ
破産者　勲産業有限会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字堂子336番地
破産者　有限会社ｓａｎｏｍａ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２００号
名古屋市瑞穂区鍵田町２丁目４番地
破産者　有限会社伸和工務店
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６７号
愛知県北名古屋市西之保南若６番地
破産者　有限会社エムケイ企画
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４０号
名古屋市緑区徳重５丁目214番地
破産者　株式会社スイッチ
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６号
三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦253―１、商業登記簿上の本店所在地三重県尾鷲市中井町12番７号
破産者　株式会社赤のれん
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１７号
三重県熊野市五郷町寺谷1063番地の３、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦253番地１
破産者　民部　良平
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１８号
三重県熊野市五郷町寺谷1063番地の３、前住所三重県北牟婁郡紀北町海山区島勝浦253番地１
破産者　民部たま代
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第７６５１号
神戸市北区有馬町29番地の２
破産者　井上造園土木株式会社
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９８９号
大阪府枚方市大峰元町１丁目32番３号
破産者　有限会社はやし
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０４１０号
大阪市城東区蒲生２丁目３番30号
破産者　株式会社共同電気
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３号
大阪市中央区南本町２丁目１番１号
破産者　株式会社ブレーン
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８４号
大阪市淀川区十八条２丁目４番72号
破産者　有限会社平野木工所
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０５６号
大阪市西区新町３丁目８番18―802号
破産者　株式会社ウィンテージ・エル・エム
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７３２号
大阪市阿倍野区昭和町５丁目10番２号
破産者　有限会社アーキコンサルタント
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８１号
大阪市西区西本町１丁目11番１
破産者　株式会社三ツ和繊維
1　決定年月日　平成22年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部